茨城県報　第3074号

平成31年２月25日

月　曜　日

目　　次

告　　示

ページ

◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定，休止及び廃止（福祉指導課）……1

◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定（２件）（福祉指導課）……3

◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定（２件）（福祉指導課）……3

◉生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止（福祉指導課）……4

◉指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）……4

◉指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）……5

◉受胎調節実地指導員の指定（少子化対策課）……5

◉大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）……5

◉道路の区域の変更（４件）（道路維持課）……6

（選挙管理委員会）

◉施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定の取消し……8

◉施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定……8

公　　告

◉地籍調査の成果認証（農地整備課）……9

◉道路の取消し（３件）（建築指導課）……9

◉建築許可に関する意見の聴取（建築指導課）……10

◉軽油引取税に係る免税証の無効（県税事務所）……11

◉入札公告（産業基盤課）……11

告　　示

茨城県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による医療機関について，次のとおり指定し，及び休止，廃止の届出があったので，生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定に基づき

告示する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

医療機関コード 名　称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
0115329 内原とりやま眼科	水戸市内原２－１　イオンモール水戸内原３階	眼科	医療法人社団慶山会　理事長　鳥山　直樹	平成31年 １月１日	指定
0411710 いけがき皮膚科	古河市緑町54－33	皮膚科，美容皮膚科，小児皮膚科，アレルギー科	生垣　英之	平成31年 １月１日	指定
0332276 小竹歯科クリニック	土浦市中央１－１－15	歯科	小竹　芳和	平成31年 １月１日	指定
0332268 土浦やまぐち歯科クリニック	土浦市文京町14－18	歯科，小児歯科，歯科口腔外科	山口　洋平	平成31年 ２月１日	指定
0740518 あやめ薬局結城店	結城市結城10739－９	薬局	株式会社アシスト　代表取締役　北村　真一	平成31年 ２月１日	指定
1741176 ウエルシア薬局　取手ゆめみ野店	取手市ゆめみ野３－８－２	薬局	ウエルシア薬局株式会社　代表取締役　水野　秀晴	平成31年 ２月１日	指定
2940819 神栖薬局	神栖市神栖１－65－40	薬局	株式会社　ハラダタロウ薬局　代表取締役　原田　太郎	平成31年 ２月１日	指定
2940827 あやめ薬局神栖店	神栖市深芝南２－11－12	薬局	株式会社アシスト　代表取締役　北村　真一	平成31年 ２月１日	指定
7330182 医療法人恵潤会　小絹つるみ歯科医院	つくばみらい市絹の台１－１－４	歯科，小児歯科，矯正歯科，歯科口腔外科	医療法人恵潤会　理事長　鶴見　毅	平成30年 12月29日	休止
0115279 内原とりやま眼科	水戸市内原２－１　イオンモール水戸内原３Ｆ	眼科	鳥山　直樹	平成30年 12月31日	廃止
0411595 こだま皮膚科	古河市緑町54－33	皮膚科，美容皮膚科	医療法人社団裕康会　理事長　小玉　孝一	平成30年 12月31日	廃止
2310183 牛堀整形外科	潮来市永山777	内科，外科，整形外科	荒張　喜好	平成30年 12月31日	廃止
0330635 小竹歯科クリニック	土浦市中央１－１－15	歯科，矯正歯科	小竹　勝也	平成30年 12月31日	廃止
0143366 アクア薬局　東前店	水戸市東前１－203	薬局	有限会社ジークゼネラル　取締役　塩川　弘全	平成31年 １月19日	廃止
0240600 ファミリー薬局しばた	日立市平和町１－14－12	薬局	柴田　恭子	平成30年 12月30日	廃止
3140856 さくらんぼ薬局	東茨城郡茨城町近藤99	薬局	株式会社エヌテー・ホーム　代表取締役　手塚　直亨	平成31年 １月16日	廃止
3840877 あみはら薬局	稲敷郡阿見町阿見4811－６	薬局	株式会社ＪＭ　代表取締役　山本　大	平成31年 １月11日	廃止

茨城県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による介護機関について，次のとおり指定した。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指　定 年月日
0813110822 大洗海岸コアクリニック	東茨城郡大洗町大貫町903－1	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	医療法人　渡辺会	平成31年 １月10日

茨城県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による介護機関について，次のとおり指定した。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

コード 名称	所在地	サービスの種類	開設者	指　定 年月日
0872005004 グループホーム　いちょうの木	つくば市上岩崎835－６	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人 愛信会	平成31年 １月28日

茨城県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による施術機関について，次のとおり指定したので，生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定に基づき告示する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

医療機関コード 名　　称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1251 どんぐり整骨院（木村洋康）	笠間市東平２－１－８　常井ビル２階	柔道整復	木村　洋康	平成31年 １月29日	指定

茨城県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による施術機関について，次のとおり指定したので，生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定に基づき告示する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

医療機関コード 名　称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
448 フレアス在宅マッサージ我孫子（助川　拓馬）	千葉県我孫子市天王台２－10－７　ロイヤルパレス天王台405号室	あん摩マッサージ指圧	助川　拓馬	平成31年２月７日	指定

茨城県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定による施術機関について，次のとおり指定し，及び廃止の届出があったので，生活保護法第55条の３及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定に基づき告示する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

医療機関コード 名　称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1252 マツモト接骨院（友野慎也）	稲敷郡河内町生板8898－２	柔道整復	友野　慎也	平成31年２月４日	指定
996 飯泉接骨院（飯泉　正廣）	取手市山王1704	柔道整復	飯泉　正廣	平成31年１月８日	廃止
436 八十岡接骨院（八十岡伸浩）	結城郡八千代町今里901	柔道整復	八十岡　伸浩	平成31年１月31日	廃止

茨城県告示第171号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第21条の５の24の規定により告示する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852600170	ロッティなか	那珂市菅谷6247	社会福祉法人博友会	常陸大宮市野口平146－１	平成31年３月１日	放課後等デイサービス

茨城県告示第172号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の19第２項に規定する廃止の届出があったので，同法第21条の５の24第２項の規定により告示する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0850500067	こどもサークル石岡	茨城県石岡市府中２丁目１－35	株式会社サシノベルテ	児童発達支援	平成30年12月１日

茨城県告示第173号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第１項の規定により，次の者を平成31年２月15日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

氏　名　加藤　瑠美

住　所　茨城県神栖市高浜2430番地28

茨城県告示第174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出において，同条第４項の規定により同法第６条第２項の規定による届出及び同法附則第５条第５項の規定により同法第５条第１項の規定による届出とみなされるものについて，同法第６条第３項の規定により準用する同法第５条第３項の規定及び同項に基づき次のとおり公告し，その関係書類は，本日から４月間縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から４月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

⑴　名称及び代表者氏名

株式会社コメリ

代表取締役　捧　雄一郎

⑵　住所

新潟県新潟市南区清水4501番地１

２　届出事項の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター石下店

常総市本石下字松並4403番地１　外

⑵　変更しようとする事項

ア　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）172台

（変更後）70台

イ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）６箇所

（変更後）３箇所

⑶　変更の年月日

ア　平成31年10月16日

イ　平成31年２月16日

⑷　上記⑵の変更に係るもの以外の事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住　　所	代表者氏名
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地１	捧　　雄一郎

イ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,995㎡

ウ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㈠　駐輪場の収容台数　　８台

㈡　荷さばき施設の面積　　60㎡

㈢　廃棄物等の保管施設の容量　16㎡

エ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

㈠　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（開店時刻）午前８時

（閉店時刻）午後８時

㈡　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前７時30分～午後８時30分

㈢　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時～午後９時

３　届出年月日

平成31年２月15日

４　縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成31年２月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

１　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　349号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
常陸太田市下河合町字二丁目1016番2から	旧	メートル 最大　94.0 最小　28.0	メートル 271	
常陸太田市下河合町字二丁目1026番4まで	新	最大　72.0 最小　22.9	271	区域除外（一部市移管）

茨城県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成31年2月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

1　道路の種類　　一般国道

2　路　線　名　　245号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
日立市久慈町一丁目4854番115地先から日立市大みか町三丁目331番地先まで	旧	メートル 最大　39.4 最小　14.8	メートル 1,880	
日立市久慈町一丁目4854番115地先から日立市大みか町三丁目329番1まで	新	最大　65.0 最小　25.5	1,880	現道拡幅

茨城県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成31年2月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　土浦竜ケ崎線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
牛久市女化町785番1地先から	旧（A）	メートル 最大　24.5 最小　6.2	メートル 1,700	
	旧（B）	最大　49.0 最小　22.0	1,800	

牛久市女化町14番３地先まで	新（B）	最大 49.0 最小 22.0	1,800	旧　道　移　管

茨城県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成31年２月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　戸崎上稲吉線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
		メートル	メートル	
土浦市白鳥町字新山1052番２から	旧（A）	最大 37.5 最小 8.0	248	
土浦市神立東二丁目1030番１まで	新（A）	最大 37.5 最小 8.0	248	交差点改良
	新（B）	最大 37.1 最小 11.6	369	

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第６号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び同条第４項第２号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消しを次のとおり行った。

平成31年２月25日

茨城県選挙管理委員会委員長　荒　川　誠　司

1　指定の取消し

区　分	名　称	所　在　地
病　院	医療法人茨城愛心会 古河病院	古河市鴻巣1555番地

2　指定の取消しの年月日　平成31年２月15日

茨城県選挙管理委員会告示第７号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び同条第４項第２号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

平成31年２月25日

茨城県選挙管理委員会委員長　荒　川　誠　司

1　不在者投票のできる施設の指定

区　分	名　称	所　在　地
病　院	医療法人徳洲会 古河総合病院	古河市鴻巣1555番地
老人ホーム	社会福祉法人聖愛会 特別養護老人ホーム石名坂聖孝園	日立市石名坂町２丁目16番１号
老人ホーム	社会福祉法人あかね会 特別養護老人ホームあかねサクラ館	北茨城市関本町関本中259－６
老人ホーム	社会福祉法人あかね会 特別養護老人ホームあかねサクラ館 ショートステイ	北茨城市関本町関本中259－６
老人ホーム	社会福祉法人あかね会ケアハウスマイホーム五浦	北茨城市関本町関本中265－１

2　指定年月日　　平成31年２月15日

公　告

◉地籍調査の成果認証

土浦市，石岡市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により認証した。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

調査を行った者の名称	土浦市，石岡市
成果の名称	地籍図及び地籍簿
調査を行った地域及び期間	土浦市霞ケ岡町，小岩田東一丁目，小岩田東二丁目，小岩田，大岩田の各一部（霞ケ岡【Ⅰ】【Ⅱ】） 平成26年10月31日から 平成26年12月16日まで 石岡市若宮二丁目・若宮四丁目の各一部（若宮Ⅲ） 平成28年５月２日から 平成29年３月31日まで
認証年月日	平成31年２月15日

◉道路の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項の規定による道路の指定を取り消したので，公告する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

1．取消しする道路の種類：第42条第２項の規定による指定に係る道路

2．指定取消しの年月日：平成30年12月13日

３．取消しする指定道路の位置：茨城県稲敷郡河内町源清田字保村2274番４，2274番５

４．取消しする指定道路の延長及び幅員

延長　1.90メートル，32.93メートル

幅員　1.80メートル，　1.80メートル

◉道路の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項の規定による道路の指定を取り消したので，公告する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

１．取消しする道路の種類：第42条第２項の規定による指定に係る道路

２．指定取消しの年月日：平成30年12月13日

３．取消しする指定道路の位置：茨城県稲敷郡河内町源清田字保村6548番

４．取消しする指定道路の延長及び幅員

延長　15.94メートル

幅員　1.80メートル

◉道路の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第２項の規定による道路の指定を取り消したので，公告する。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

１．取消しする道路の種類：第42条第２項の規定による指定に係る道路

２．指定取消しの年月日：平成31年２月７日

３．取消しする指定道路の位置：茨城県龍ケ崎市貝原塚町字中島（3084－３＋3084－４＋3085－１+3085－２+3086－２）の一部

４．取消しする指定道路の延長及び幅員

延長　55.52メートル

幅員　3.5メートル

◉建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成31年２月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

１．意見の聴取期日　平成31年３月５日（火）午後２時

２．意見の聴取場所　筑西市中舘字八幡西388番４，同番５，390番，391番１の各一部
（下館・結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業２街区１画地）

３．意見の聴取事項　第二種低層住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
自己用倉庫の新築

４．申請者住所　筑西市中舘361番地

5．氏　　名　　株式会社三協機材　代表取締役　須藤　勇作
6．建築物構造規模　　鉄骨造　平屋建て　新築
　　申請延べ面積　590.67平方メートル
7．敷地面積　　1,121.81平方メートル
8．建築物の位置　　筑西市中舘字八幡西388番4，同番5，390番，391番1の各一部
　　（下館・結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業2街区1画地）

◉軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は，平成31年1月8日以降無効とする。

平成31年2月25日

茨城県常陸太田県税事務所長　磯　野　隼　人

用途	種類	記号及び番号	枚数	有効期間	販売業者の所在地及び名称
農業	100リットル	G 204550	1	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	常陸太田市大中町 1494－2 常陸農業協同組合 里美給油所

◉入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成31年2月25日

茨城県知事　大井川　和　彦

1　売払財産（土地）

物件番号	土地の所在及び地番	公簿地目	公簿面積（㎡）	予定価格（円）
1	鹿嶋市大字田野辺字塩釜216番21	雑種地	599	1,390,000
2	神栖市柳川字栄松1744番13	雑種地	233	298,000

2　一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は，この一般競争入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

(2)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。

(3)　茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団，同条第2号に規定する暴力団員，及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

ア　暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ　暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが，実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

ウ　暴力団員であることを知りながら，その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ　暴力団員であることを知りながら，その者と下請契約又は資材，原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

3　入札参加申込書の配布期間及び場所

(1)　配布期間

平成31年２月25日（月）から平成31年３月18日（月）まで（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで。

(2)　配布場所

水戸市笠原町978番６

茨城県産業戦略部立地推進局産業基盤課

電話　029－301－2766

4　入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1)　提出期間

下記７に示す入札書の受領期限の25分前から10分前まで。

(2)　提出場所

神栖市大野原４丁目７番11号

鹿島セントラルホテル　新館２階　竹の間

5　入札書の提出方法

入札書は，持参により提出すること。

6　入札書の提出及び開札の場所

(1)　入札書の提出場所

神栖市大野原４丁目７番11号

鹿島セントラルホテル　新館２階　梅の間

(2)　開札の場所

神栖市大野原４丁目７番11号

鹿島セントラルホテル　新館２階　梅の間

7　入札書の受領期限

物件番号	日　時	
1	平成31年３月19日（火）	午後１時30分
2		午後２時

8　開札の日時

物件番号	日　時	
1	平成31年３月19日（火）	午後１時30分
2		午後２時

9　入札の無効

上記２に示す入札に参加することができない者のした入札，入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は，無効とする。

10　入札の回数

入札の回数は，１回とする。

11　落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

12　入札保証金

入札参加者は，入札金額の100分の５以上の金額（１円未満切上げ）を，入札保証金として納付すること。

入札参加者は，現金又は茨城県財務規則第139条第１項第３号に規定する有価証券（銀行振出し小切手に限る。）により，上記７に示す入札書の受領期限の25分前から10分前までの間に，上記４⑵に示す場所において納付すること。

なお，この入札保証金には，利子を付さない。

13　契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは，落札は無効となり，前記12の入札保証金は，県に帰属する。

14　契約の締結及び売買代金の支払

落札者は，県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに，売買代金を，県が発行する納入通知書により一括して，県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

15　説明会の日時及び場所

日　　時	場　　所
平成31年３月12日（火）午後１時30分	神栖市大野原４丁目７番11号 鹿島セントラルホテル　新館２階　竹の間

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも1月 金　3，150円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）1111（代）